

# 令和元年 台風第19号災害被災地支援 兵庫県ボランティアバス

催行日：令和元年 12月10日(火)～12月13日(金)

## ■スケジュール

	時間	項目	場所・内容	食事
1日目	20:00	集合	受付・出発式	
12月10日(火)	20:30	出発	長野へ向け出発	夕食：×
2日目	8:00	到着	長野市災害ボランティアセンター	朝食：×
12月11日(水)	日中	活動	長野市内の被災地	昼食：×
		活動終了		
	17:00	到着	宿舎(長野市・ロイヤルホテル長野)	夕食：×
3日目	7:30	出発	宿舎(長野市・ロイヤルホテル長野)	朝食：×
12月12日(木)	8:00	到着	長野市災害ボランティアセンター	
	日中	活動	長野市内の被災地	昼食：×
	16:30	活動終了		
		出発	兵庫へ向け出発	夕食：×
4日目	6:00頃	到着	神戸クリスタルタワー前	朝食：×
12月13日(金)				

## 旅行代金：7,000円

■募集人員／15名(最少催行人員／10名様) ■添乗員／同行致しません ■食事／食事なし

■宿泊ホテル／ロイヤルホテル長野 [〒381-1215 長野県長野市 松代町西寺尾 1372-1] 和室定員利用(男女別相部屋)

■お申込は「名鉄観光サービス(株)神戸支店」TEL078-321-1061 へお電話にてお申込ください。

受付日時：12月3日(火)9:30～(先着順・募集人数に達するまで)

■費用につきましては、出発日に当日受付で弊社担当者に各自お支払いください。

※利用バス会社：日本交通

※スケジュールは天候・被災地の状況により変更となる場合がありますので予めご了承ください。

※道路交通法改正に伴い、座席のシートベルト着用が義務化されていますので予めご了承下さい。

※旅費の一部はひょうごボランティアプラザが負担しております。

ボランティア活動に関する問い合わせ先：

ひょうごボランティアプラザ TEL:078-360-8845

## ご旅行条件(要約) ※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しますので、事前にご確認の上、お申込み下さい。

この旅行は名鉄観光サービス(以下、当社といいます)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下、旅行契約といいます)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、パンフレット、別途お渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行契約募集型企画旅行の部によります。

### ●旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程表に明示された交通費、宿泊費、食事代、観光料金及び消費税等諸税。
- 添乗員が同行するコースでは、添乗員経費、団体行動中に必要な心付けを含みます。
- 上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しは致しません。

### ●取消料

- お客様はいつでも次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。

解除期日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算して10日目にあたる日以前9日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以前前々日にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

### ●特別補償

お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

### ●旅程補償

当社は当パンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行契約(募集型企画旅行の部第29条別表左欄)に掲げる重要な変更が生じた場合は同条に定めるところによる変更補償金をお支払い致します。

### ●基準日

この旅行代金は令和元年11月25日現在の運賃・料金を基準としております。

個人情報の取扱について／個人情報の取扱については、別途お渡しする「ご旅行条件書」にてご確認ください。

### ●旅行企画・実施

名鉄観光サービス(株)

神戸支店 担当：福田

TEL/078-321-1061

営業時間：月～金9:30～17:30

土日祝 お休み

〒650-0038 神戸市中央区西町 35

三井神戸ビル 3階

総合旅行業務取扱管理者 福元 洋次

承認番号 関営国 19-300

観光庁長官登録旅行業第55号

日本旅行業協会正会員・旅行業公正取引協議会会員



# ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行

(1)この旅行は、名鉄観光サービス株式会社(愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番1号、観光庁長官登録旅行業第55号、以下当社といいます。)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

(2)旅行契約の内容 条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)および当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

## 2. 旅行のお申し込みおよび契約の成立時期

- 旅行のお申し込みは、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、申込金を添えてお申し込みください。
- お客様が「?」の期間内に申込金を提出しない場合又は会員登録等を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- お申し込みの際、お1人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払い対象旅行代金」または「取消料」、「違約料」の一部または全部として取り扱います。

区 分	申 込 金(お1人)
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払い対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

(6)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

## 3. お申し込み条件

妊娠中の方、現在健康を損なっている方、身体に障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などで、特別な配慮(車椅子の手配等)を必要とする場合は、旅行申し込み時にその旨お申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する追加費用はお客様の負担となります。

また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書のご提出、同伴者・介助者の同行を条件とさせていただきます。日程の一部変更や参加を断る場合があります。

## 4. 契約書面および確定書面(最終日程表)の交付

確定した旅行日程、航空機の便名、列車名および宿泊ホテル名、集合場所および時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を旅行とも旅行開始日の前日までににお渡しいたします。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7~10日目にあたる日より前にお渡しするよう努力いたします。)ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に旅行の申し込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。

## 5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に旅行開始日まで当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

## 6. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
  - (ア)航空運賃および船舶・鉄道運賃等(コースにより等級が異なります。)
  - (イ)空港・駅・港と宿泊機関との送迎バス代金等
  - (ウ)バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
  - (エ)宿泊代金および税・サービス料金
  - (オ)食事代金および税・サービス料金
  - (カ)お客様お1人につきスーツケース等1個の受託手荷物運搬料金(お1人15kg以内が原則となっておりますが、座席等級・方面により異なりますので詳しくは係員におたずねください。)手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、一部の空港・駅・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。

- 団体行動中の心付け
  - 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
  - その他パンフレット等で含まれる明示されたもの
- (2)上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

## 7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- 第6項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
  - 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
  - クリーニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、およびこれに伴う税・サービス料
  - 傷害・疾病に関する医療費等
  - 「オ」オプションツアー等と称し、現地で希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
  - 「カ」○○プラン、「コ」追加代金とパンフレット等に記載した追加代金

## 8. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関し得ないものである理由および当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

## 9. お客様の交代

お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(お1人様につき10,500円)と共に当社にご提出していただきます。

## 10. お客様の解除権—旅行開始前

(1)お客様は第2項の旅行契約成立後であっても、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申し込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

解 除 期 日	取 消 料(お1人)
旅行開始日の前日以前から起算してさかのぼって21日(日曜日旅行にあっては10日)に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日	旅行代金の 50%
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

(2)旅行契約成立後、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、上記の取消料の対象となります。

(3)当社は、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。

## 11. 当社の解除権—旅行開始前

- 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- (ア)お客様が、当社があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
  - (イ)お客様が病状、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
  - (ウ)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。
  - (エ)お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - (オ)お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかつたとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日(日曜日旅行については3日)に当たる日より前に、旅行の中止を通知します。
  - (カ)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれを超えたと認めるとき。

## 12. 当社の責任

- (1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内ご当社に対して通知があったときに限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2)お客様が、以下に例示するような当社または当社の手配代行者の関し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
  - (ア)天災地変、戦乱、暴動またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - (イ)運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - (ウ)官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - (エ)自由行動中の事故 (ア)食中毒 (カ)盗難
  - (キ)運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

## 13. 特別補償

当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金および入院見舞金を支払います。補償金等の額は、お客様おひとりにつき通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、死亡補償金として、1,500万円、また、所有の身の回り品に損害を被ったときは、15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)に支払います。

## 14. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。
- (2)契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます。)は変更補償金を支払いません。
  - a. 旅行日程に支障をきたす天候を含む天災地変
  - b. 戦乱、c. 暴動、d. 官公署の命令
  - e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
  - f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  - g. 旅行参加者の生命または身体への安全確保のための必要な措置
- (3)(1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1旅行契約につきお支払い対象旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金がない、1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 =お支払い対象旅行代金 ×1件につき下記の率	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日にお客様に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した観光施設(レストラン)を含みます。その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧前号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替え、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものがある場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第6号若しくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までの率を適用せず、第9号によります。

## 15. お客様の責任

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

## 16. 個人情報の取り扱い

- (1)当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただきます。必要範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- (2)当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただきます。この旨をあらかじめご説明いたします。
- (3)当社は、旅行先でのお客様の買い物等の便宜のため、お客様の個人データを免税品店等の事業者に提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、搭乗航空便名等に係る個人データを、電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。
- (4)上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店舗またはホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取り扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。(衛生に関する情報のご案内)  
渡航先(国又は地域)の衛生状況については、厚生労働省「検査感染症情報」ホームページ:<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。